

医療費助成額の推移

市では、県の補助制度に基づき各種医療費の助成を行っています。

今回は、平成28年度から令和2年度まで、過去5年度分の医療費助成額と助成件数についてお知らせします。

令和2年度医療費助成の合計額は、前年度比7.88%減の3億1,532万円、助成件数は前年度比12.63%減の13万8,999件であり、いずれも減少となりました。

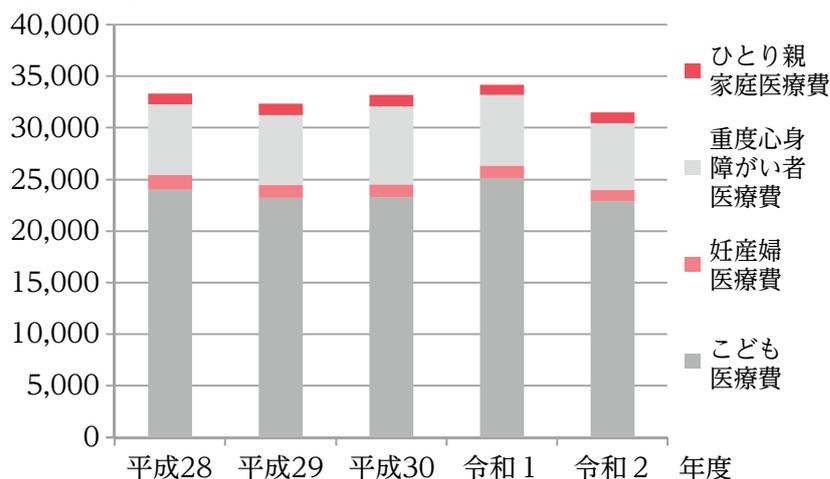
窓口負担の無料化が拡大されたことにより必要な受診の確保と重症化の防止が促進され、将来的には医療機関の受診件数の減少が期待できます。

医療費助成制度が、疾病の早期発見と早期治療を促進し、心身の健康を向上させるためにも必要不可欠なものであることをご理解ください。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8902

助成額（万円）



助成額単位：万円

年度	こども医療費	妊産婦医療費	重度心身障がい者医療費	ひとり親家庭医療費	各種医療費合計	助成件数(件)
平成28	24,049	1,383	6,905	1,041	33,378	159,826
平成29	23,232	1,278	6,766	1,133	32,409	152,973
平成30	23,278	1,265	7,548	1,107	33,198	151,873
令和1	25,154	1,234	6,845	997	34,230	159,094
令和2	22,946	1,064	6,489	1,033	31,532	138,999

ご存知ですか？ 固定資産の縦覧・閲覧制度

毎年、納税通知書を発送する前に、課税台帳をお見せする期間を設けています。

- ・自分の固定資産税額がいくらかになるのか確認したい
- ・自分の土地・家屋と他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であるか確認したい
- ・借りている土地や家の評価額や税額を知りたい
- ・今年になってから取得した土地が、どのような評価をされているのか知りたい

という方は、この機会にご利用ください。

土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自分が所有している土地・家屋と他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

■期間

4月1日(金)～5月31日(火)

■対象者 固定資産税の納税者

■持ち物 本人確認ができるもの(納税通知書、運転免許証など)
※代理人は委任状も必要です。

■手数料 無料

固定資産課税台帳の閲覧

資産の価格や課税標準額、評価方法などを確認できます。

■期間 通年

■対象者

- ①固定資産の所有者
- ②土地・家屋を有償で借りている方
- ③固定資産の処分をする権利を有する一定の方

■持ち物 本人確認ができるもの(納税通知書、運転免許証など)
※②・③の方はそれらを確認できるもの(賃貸借契約書等)も必要。
※代理人は「名寄帳の取得」と明記されている委任状も必要。

■手数料

写し1枚につき300円
※縦覧期間中は無料です。

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

国の教育ローン

高校、大学、専修学校などの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

■融資限度額

子1人につき350万円(一定の要件に該当すれば450万円)

■返済期間 15年以内

■金利 年1.65%(固定金利)

※特定の要件に該当する方には返済期間や金利の優遇あり。

■融資の対象 入学金、授業料、受験費用、住居費用、通学費など

■対象者 対象となる学校に入学・在学する方の保護者で、世帯年収が次に該当する方

子の人数	世帯年収の上限
1人	790万円以内
2人	890万円以内
3人	990万円以内

※特定要件に該当すれば上限額が緩和されます。

■問い合わせ先

教育ローンコールセンター
☎(0570)008656(ナビダイヤル)
☎03(5321)8656